

Ⅲ

ユニバーサルデザインの展開

1 基本的視点と7つの原則

市民生活や社会経済活動のさまざまな場面で、ユニバーサルデザインに配慮した取り組みを進めていくうえで、共通に心にとめておかなければならない基本的視点と7つの原則を、次のとおり整理します。

市・市民、団体、事業者は、それぞれの役割と責任の範囲において、この視点と原則をふまえた実践行動に、主体的・積極的に取り組むこととします。

基本的視点**視点1：すべての人が理解**

ユニバーサルデザインは、すべての人が「ふつう」に日常生活や社会経済活動が営める環境づくりをめざしています。

“すべての人のためには自分のために”を発想の原点として、周囲の関係する人々に理解され、協力し合えるプロセス（過程）を形成していきましょう。

そのためには、実践行動の最初の段階から、わかりやすく丁寧な対応に努め、コミュニケーションを重視した取り組みが求められます。

視点2：すべての人に簡単

施設や製品といった形あるものだけでなく、情報やサービスなどの無形のものも含めて、できるだけすべての人に入手しやすい、わかりやすい、利用しやすい機能や性質を追求していくことが求められます。

「〇〇しやすい」ということは、より多くの人に理解され、愛用されることになり、実践行動が広がっていく原動力ともなるのです。

視点3：すべての人に快適

人々の価値観が「量から質へ」と転換してきている今日、ものやサービスに対する付加価値として、簡単で便利であることとともに、快適さや使い勝手のよさが求められています。

誰もが心理的な抵抗や身体的負担を感じることなく、自然体で利用できるようになることで、実践行動の量とともに質も高まっていきます。

視点4：すべての人に安全

人は加齢とともになんらかの身体的障害が生じ、思わぬ事故に見舞われる可能性が高くなります。また、時として間違った判断や動作によって、危険な場面に遭遇することは、誰にも起こり得ることです。

こうした事態をなるべく未然に防ぐことができれば、安全で安心な日常生活を送ることができます。「安全」は健やかな暮らしを保障する、大事な要素のひとつです。

視点5：すべての人に柔軟

人はそれぞれ、皆、異なります。体型や能力も違えば、性格や好みも違います。このごく当たり前のことを前提に世の中の事象を考えれば、一人ひとりの個性に合わせて対応できる製品やサービスは限られています。

したがって、できるだけ一人ひとりに合わせながらも、なるべく多くの人々に柔軟に対応できる、汎用性のある解決策を考えていくことが重要です。

ユニバーサルデザインの7原則

本市では、ロナルド・メイス教授の提唱した『7つの原則』を、ユニバーサルデザインに配慮した取り組みを実践するときの判断基準として、大切に受け継いでいきます。

原則1：誰にも公平に利用できること

誰にでも利用できるよう作られており、かつ、容易に入手できること。

原則2：使う上で自由度が高いこと

使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること。

原則3：使い方が簡単ですぐにわかること

使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること。

原則4：必要な情報がすぐに理解できること

使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力と関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること

ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること

効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。

原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること

どんな体格や姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

※ユニバーサルデザインセンターの定義から引用しました。

2 5つの柱に基づく重点施策

本市では、総合計画・後期基本計画に基づき、基本方針の5つの柱に沿って、平成22年度の目標年次に向け、次の施策に重点的に取り組んできました。

ユニバーサルデザインの推進のためには、継続性をもって取り組んでいくことが大切であり、そのことによって、誰にとってもよりやさしい社会が達成することができます。したがって、平成23年度以降についても、引き続き、5つの柱にそって、重点施策を推進していく必要があります。

基本方針1：みんなで作るユニバーサルデザインの推進

◎重点施策：ユニバーサルデザイン推進の風土づくり

ユニバーサルデザインは、市民の皆さん一人ひとりが主役です。誰もが、いつでも、ユニバーサルデザインの視点で物事を考えられるような風土づくりに努め、みんなで作るユニバーサルデザインを推進します。

ユニバーサルデザインの啓発

ユニバーサルデザインの考え方や先進的な事例などを紹介するイベントを開催し、市民・事業者など幅広い参加を得て、みんなで作るユニバーサルデザインの輪を広げていきます。

また、子どもから高齢者までの幅広い参加を得て、自分たちの地域を、ユニバーサルデザインの視点で点検します。

人権教育の推進

市（職員）、市民・団体・事業者に呼びかけ、啓発資料や学習機会を提供し、生涯を通じた人権教育を推進することにより、市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めます。

障害者週間における取り組み

障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者があらゆる分

野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間（12月3日～9日）に合わせて記念講演会を開催します。

みんなでつくる地域づくりの取り組み

“みんなでつくる”という理念に基づき、地域コミュニティ活動の推進や、外国籍市民との共生など、ユニバーサルデザインの推進につながる取り組みを進めます。

基本方針2：ユニバーサルデザインに配慮した計画づくり

◎重点施策：行政計画へのユニバーサルデザインの配慮

行政の率先行動のひとつとして、市民の日常生活や社会活動に直結する行政計画を策定する際には、ユニバーサルデザインの考え方や視点に配慮し、計画策定の早期の段階から、市民参加による計画づくりに努めます。

パブリックコメント制度の活用

パブリックコメントは、市の政策形成過程において公正を確保するとともに、市政の透明性の向上を図り、市民の皆さんの市政への参画と協働のまちづくりの推進に資することを目的に、平成17年7月1日から導入しています。

所沢市自治基本条例の周知、啓発

平成23年2月25日に制定した「所沢市自治基本条例」に定められている基本理念、基本原則等に対する正しい理解を得るための周知、啓発に努めます。

基本方針3：ユニバーサルデザインに配慮した施設づくり

◎重点施策：施設計画へのユニバーサルデザインの配慮

公共施設の新設または改築の設計・施工にあたっては、ユニバーサルデザイン

に配慮した施設づくりを進めます。また、新たな施設計画においては、できるだけ早い段階から多様な人々の意見・要望を聴く機会を設け、可能な限り、その声を反映させるよう努めます。

また、民間事業者に対しても、ユニバーサルデザインの理念や基本的視点に基づく取り組みを積極的に指導していきます。

公共施設の改善

既存の市有施設について、段差の解消やトイレの改修、わかりやすい案内表示など、誰もが利用しやすい施設となるよう点検し、順次、整備改善に努めます。

行政としての取り組み

行政の立場から公共事業はもとより、民間の開発事業等においてもユニバーサルデザインに配慮した取り組みに努めます。

基本方針4：ユニバーサルデザインに配慮したサービス・情報の提供

◎重点施策：ユニバーサルデザインに配慮した

行政サービスと市政情報の提供

市の率先行動として、市役所の窓口サービスにユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが利用しやすい、親切で丁寧な接遇対応に取り組みます。

また、さまざまな市政情報について、市民要望に即してわかりやすい提供に努めていきます。

さわやかな市役所づくりの推進

市民生活の利便性を高め、誰もが利用しやすい行政サービスの充実を図るため、職員の接遇研修や手話研修を計画的に実施します。また、ユニバーサルデザインに配慮した窓口の改善に努めます。

誰にもわかりやすい市刊行物・ホームページ

市政情報の積極的な提供と、市民と情報の共有化を図るための重要な手段である市刊行物やホームページ（HP）について、利用者の要望をふまえ、継続的な改善に努めていきます。

緊急性の高い情報の発信・受信

災害・防犯情報や緊急通報など、緊急性の高い情報について、誰にでもわかりやすい情報発信・受信に努めます。

音声コードによる行政情報の提供

視覚障害の方々のうち、点字利用者の割合は10%程度といわれ、活字文書への情報アクセスが非常に困難な状況にあります。特に、プライバシー情報や生活情報の入手は、自立した生活と社会参加に欠かせない情報源です。

そこで、情報基盤整備のひとつとして、音声コードによる行政情報の提供を進めます。

基本方針5：ユニバーサルデザインに配慮した

公共交通環境づくり

◎重点施策：交通バリアフリー基本構想に基づく計画推進

「所沢市交通バリアフリー基本構想」に基づいて作成された事業計画の円滑な推進を図ります。

ノンステップバスの導入促進

路線バスを利用する市民の利便性向上のため、バス事業者が実施するノンステップバスの導入に対して経費の一部を補助します。

市内路線バスに対するノンステップバスの導入率は72.5%（平成22年度末）となっています。

特定経路の道路環境整備

多くの高齢者や障害者等が利用する鉄道駅と、主要な公共施設等を結ぶ道路空間として特定された区域のバリアフリー化を計画的に進めていきます。

駅ボランティア事業の展開

誰もが快適な交通環境づくりを促進するとともに、心のバリアフリーの普及促進を図るため、鉄道事業者と連携し、民間ボランティアが、通勤通学時に駅のホーム等で困っている人をサポートします。

3 行政、市民、事業者の役割

(1) 市の役割

市では、基本方針の5つの柱に基づき、平成22（2010）年度の目標年次に向けて取り組む重点施策を中心に、全庁的な推進体制を構築し、率先してユニバーサルデザインに配慮した行政活動に取り組んできました。今後も引き続き、市民、事業者と協力し合いながら、本市におけるユニバーサルデザイン推進の中心的役割を果たしていきます。

さらに、ユニバーサルデザインの考え方を普及するため、市民、事業者の主体的な活動を積極的に支援します。

(2) 国や県に期待する役割

国や県については、ユニバーサルデザインに関する制度づくりや仕組みづくり、先導的事業の実施など、幅広い視点から施策の推進に取り組むことを求めます。

特に、まちづくりや施設整備、公共交通に対する充実措置や製品開発に対する支援など、行政や事業者が行うユニバーサルデザインの取り組みを幅広く支援することを期待します。

(3) 市民に期待する役割

ひとりでも多くの市民の皆さんが、ユニバーサルデザインの考え方を理解し、日常生活を通じて、“認め合い思いやる心”を形にして実行することを求めます。

また、ユニバーサルデザインの進展に重要な役割を担うNPO活動やボランティア活動などに、子どもから高齢者までの多くの市民が参加され、協力されることを期待します。

(4) 事業者に期待する役割

事業者の皆さんには、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた企業経営、店舗づくり、製品づくりに取り組むことを求めます。

また、まちづくりの一員として積極的に地域や行政と協働して、ユニバーサルデザインの普及に協力していただく行動を期待します。

